

ニュージーランドの地震保険制度

はじめに

ニュージーランドは、わが国と同様に地震国であることから、第二次大戦後特異な国営地震保険制度を発展させてきた。本報告は、その国営地震保険制度を中心に、ニュージーランドの地震保険制度の実情を調査・整理したものである。

1. ニュージーランドの環境

地理的環境

ニュージーランドは、南太平洋の南西部にある島国で、わが国と同様に地震活動や火山活動が盛んな国である。これはニュージーランドが、オーストラリアプレートと太平洋プレートとの沈み込み帯に位置しているためで

ある。世界の地震の3/4は、ニュージーランドが位置している太平洋を取り巻くプレート境界(ニュージーランドではring of fireと呼ばれる。)で発生している(図1参照)。

北島、南島の2つの島と周辺の島々からなるニュージーランドは、面積が約27万平方kmと日本よりやや小さめで、日本の約7割程である。国土は面積の3/4以上が海拔200m以上で、そのほとんどが山岳地帯である。

北島が火山活動によって造られたのに対して、南島はプレートのぶつかり合いによって生まれた。

南島は、その中央部を3,000m級の山々が連なるサザンアルプスが背骨のように貫き、ニュージーランド最高峰のマウントクック(3,753m)などの尖峰もそびえ、氷河地形もみられる。サザンアルプスの西側の麓には長さ650kmにもおよぶアルパイン断層が島を南



図1 世界のプレート境界

「科学技術庁 地震発生のメカニズムを探る」より

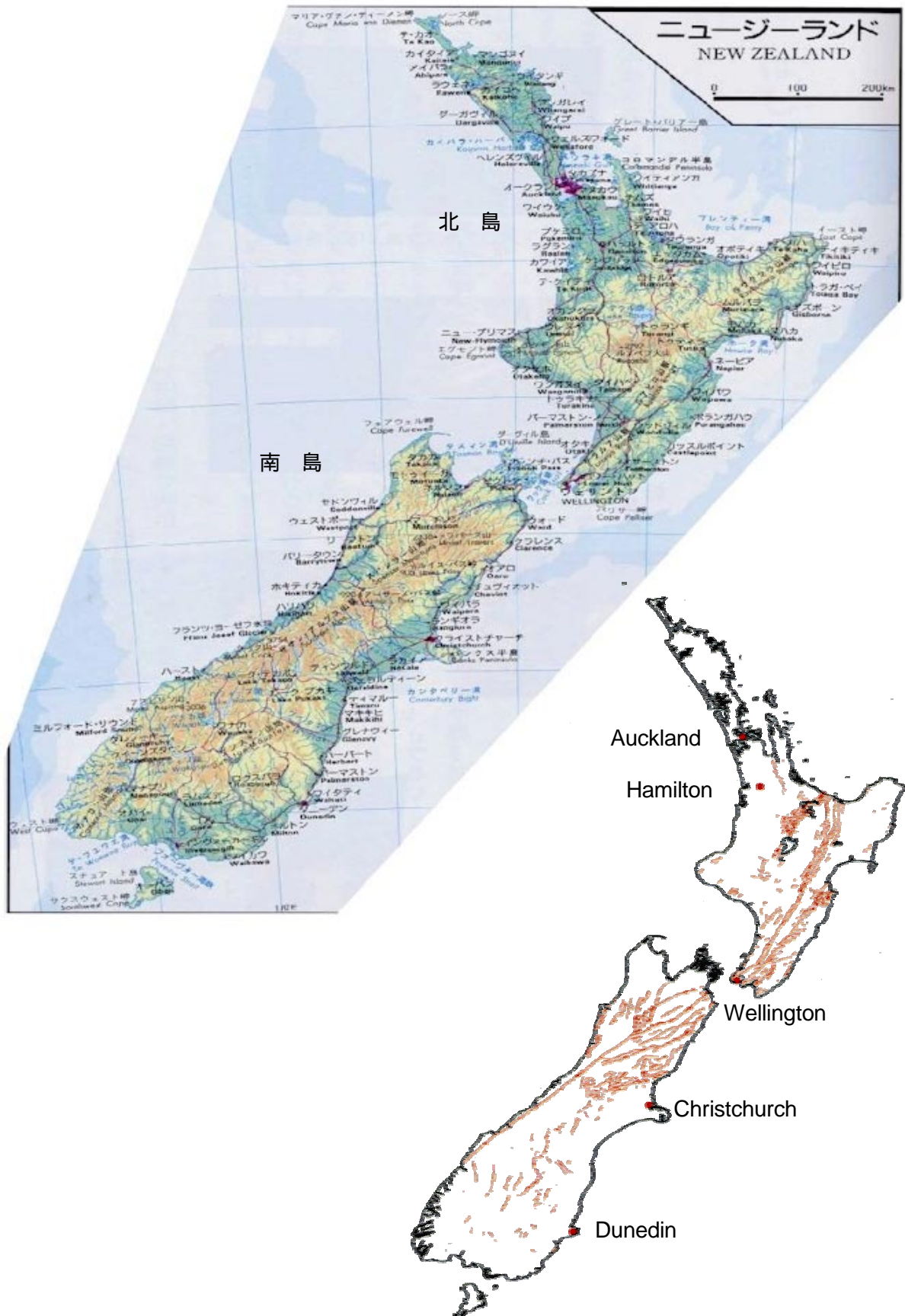


図 2 ニュージーランド全図と活断層分布図
「日本ニュージーランド学会 ニュージーランド入門」より

北に縦走してる（図2 参照）。

ニュージーランドは北半球における日本とほぼ同じ緯度であり、気候的には、海洋性の穏やかな温帯気候をもち、夏は涼しく、冬は温暖な気候を形成している。南島は中央を南北に走る山地によって東岸と西岸に分かれ、降水量は偏西風の当たる西岸が多くなっているなど気候的特色がある。

社会的環境

ニュージーランドは、人口が約 380 万人(日本の約 1/30)、人口密度は 14 人/k m²(日本の約 1/24)である。北島には全人口の約 3/4 以上が居住している。人口の 8 割以上がオークランド、ウェリントン、クライストチャーチなどの諸都市に集中している。特にオークランドおよびその周辺には約 100 万人と人口の 1/4 が集中している。

ニュージーランドの経済規模は、国内総生産でみると、1996 年には 1,278 億 NZ ドル(7 兆円)(注)で日本の 492 兆円の約 1/70 である。また、ニュージーランドの損害保険市場の規模を保険料でみると、1998 年で 46 億 NZ ドル(2,530 億円)と、日本の 9 兆 8,400 億円の約 1/40 である。しかし、国民 1 人当たりの 1 年間の損害保険料でみると、ニュージーランドは 1,259NZ ドル(69,000 円)と、日本の 78,000 円とそれほど差はない。

ニュージーランドは、国土の約 7 割を農業・牧畜用地が占め、輸出品の約半分が農業製品という世界有数の農業国である。

注 邦貨への換算は 1NZ ドル = 55 円で行った。

地震の発生状況

ニュージーランド政府の資料によれば年間 100 ~ 200 回の有感地震が発生している。日本における有感地震の発生数が年間約 1,500 回

であるから、日本と比べると少ないといえるが、世界的にみれば地震国である。

ニュージーランドでは、地震の規模を表すマグニチュード(M)でみると M6 クラスの地震が少なくとも年 1 回、M7 クラスの地震が 10 年に 1 回、M8 クラスの地震が 100 年に 1 回の割合で発生している。ちなみに日本の場合はそれぞれニュージーランドのおよそ 10 倍の発生率である。

主な地震活動地帯は北島南部、南島の北部および南西部に集中していて、1931 年には北島のホーク湾でマグニチュード 7.8 の地震(死者 256 名)が発生した。この地震が契機となって地震保険制度の検討が進められた。この地震以降、人口密集地域での大規模な地震は発生していない。

ニュージーランドで発生した過去の主な地震等災害は表 1 のとおりで、最大規模の地震は、1855 年ウェリントンで発生したマグニチュード 8.0 の地震である。

表 1 ニュージーランドの主な地震等災害

発生年	災害の種類	発生場所	規模	損害額 (10万NZドル)	死者
1846	地滑り	タエボ湖		-	61
1848	地震	ワイラウ	7.1	-	3
1855	地震	ウェリントン	8.0	-	5
1886	噴火	タラウエラ山		-	153
1929	地震	マーチソン	7.8	-	17
1931	地震	ホーク湾	7.8	3800	256
1942	地震	ワイララバ/ウェリントン	7.0	1200	
1953	噴火	イナングハウ		-	151
1968	地震	イナングハウ	6.7	24	3
1980	地震	ホーク湾		5	
1987	地震	エジカンベ	6.3	1358	
1990	地震	ホーク湾(南部)		27	
1990	地震	ホーク湾(南部)	6.7	72	
1991	地震	ウェストポート		28	
1991	地震	ワンガヌイ		24	
1992	地震	マールボロ		5	
1992	地震	ファカタネ		7	
1993	地震	ギズボーン	7.0	51	
1994	地震	アーサーズバス	6.8	30	
1995	地震	ブレナイム		20	
1995	噴火	ルアペフ		44	

出典:1996/97Annual Report より。損害額が 50 万 NZ ドル以上または死者のた地震、噴火、地滑り災害を掲げた。

2. ニュージーランドの地震保険制度

ニュージーランドの地震保険制度は、地震委員会 (Earthquake Commission) という Agent (公社) が運営する地震保険と民間保険会社の地震保険の2種類がある。

地震委員会が提供する地震保険は、地震を主とする自然災害を補償する保険 (earthquake and natural disaster insurance : ニュージーランド国内では EQ カバーと呼ばれている。以下「地震委員会の地震保険」という。) である。民間保険会社の地震保険は、住宅向けの火災保険の特約である。両者の関係は、保険金の支払方法でみると、まず地震委員会の地震保険が10万NZドルまでの損害を先に払い、残りの損害を民間の地震保険が支払うものである。このように地震委員会の地震保険はある額までの損害 (ファーストロスという。) についてはすべて民間より優先して支払う方式を採っている。

例えば、ニュージーランドにおける標準的な住宅 (18万NZドル) に70%の損害が発生し損害額が12.6万NZドルと認定された場合、地震委員会の地震保険から9.9万NZドル (控除額の制度があり、損害額の1%が差し引かれる。後記「保険金の支払条件」参照)、民間の保険会社から2.6万NZドルがそれぞれ支払われる。

また、同じく18万NZドルの住宅に50%の損害が発生し損害額が9万NZドルと認定された場合は、地震委員会の地震保険から8.91万NZドル (後記「保険金の支払条件」参照) が支払われる。

2.1 地震委員会の地震保険

2.1.1 地震保険の内容

地震委員会が提供する地震保険は、前述のとおり損害のファーストロス部分を補償する

保険であり、この保険の内容は次のとおりである。

加入方法

地震委員会の地震保険は、法律により火災保険への付帯が義務づけられ、住宅の所有者が火災保険に加入すると自動的に地震保険が付帯される。

保険の対象

住宅建物 (別荘、物置、車庫を含む。)、家財と宅地が保険の対象である。

補償する損害

地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波による損害およびこれらによる火災損害である。宅地の場合は、前記の損害のほか暴風雨、洪水による地盤損害も補償される。

加入限度額

住宅建物については、再築基準 (新価ベース) で10万NZドル (550万円)、家財については、時価基準または再取得価額基準で2万NZドル (110万円)、宅地は10万NZドル (550万円) が限度額となっている。

なお、ニュージーランド政府の資料によれば標準的な住宅の価額は18万NZドル (1,000万円) であり、この保険では標準的な建物の価額の55%くらいしか補償されない。

保険金の支払条件

保険金は、損害額から下記に掲げる控除額が差し引かれて支払われる。

控除額は次のとおりである。

建物：損害額が2万NZドル以下の場合
200NZドル

損害額が2万NZドルを超える場合
 損害額の1%
 家財： 200NZドル
 宅地：損害額が5千NZドル以下の場合
 500NZドル
 損害額が5千NZドルを超える場合
 損害額の10%で5千NZドル限度

保険料率

保険料率は、全国一律で保険金額100NZドルにつき5NZセント(0.5%)である。例えば、10万NZドル(550万円)の住宅建物の保険料は50NZドル(2,750円)となる。

2.2 地震保険の契約状況

地震委員会によれば、現在住宅所有者の90%が地震保険を付帯しているといわれている。

(1) 収入保険料の状況

地震委員会の地震保険料は火災保険料と一緒に集金され、保険会社から、地震委員会に支払われる。地震委員会の資料によれば、収入保険料は表2のとおり、最近ではほぼ7,100万NZドル前後で推移している。

なお、ニュージーランドの会計年度は7月1日から翌年の6月30日までである。

表2 収入保険料
 (単位:千NZドル)

年度	保険料
1995	71,641
1996	70,667
1997	71,157
1998	72,801

(2) 保険金の支払状況

地震委員会の資料によれば、地震委員会の地震保険の保険金の支払い状況は、表3のとおりである。支払額は地震より地滑りの被害によるものが多い。

表3 支払件数および保険金

事故の種類	単位:千NZドル					
	地震・噴火		地滑り・他の災害		計	
年度	件数	支払額	件数	支払額	件数	支払額
1994	3,903	1,411	1,115	6,467	5,018	7,878
1995	1,012	1,623	695	3,441	1,707	5,064
1996	974	4,907	702	2,289	1,676	7,196
1997	1,014	241	813	4,676	1,827	4,917
1998	667	894	1,998	12,221	2,665	13,115

2.3 予想最大損害額(PML)と保険金支払枠

2.3.1 予想最大損害額(PML)

地震委員会は、予想最大損害額(Probable Maximum Loss)を68億NZドル(3,740億円)と見込んでいる。そのPMLとなる地震は、ウェリントン断層(北島のパーマストーンノースから南島のネルソンにかけての地域)で発生するM7.5クラスの地震で今後50年間の発生確率は20%から25%と予想され、15万戸の住宅に被害が発生すると予測されている。

2.3.2 保険金支払枠

地震委員会は、保険金支払いを確保するために、自然災害基金(The Natural Disaster Fund)、再保険手当との合計で52億NZドル(2,860億円)の支払枠を用意している。

地震等災害が発生した場合、地震委員会が予定している支払枠は図3のとおりである。

この支払枠では政府の保証が発動する額は52億NZドル(2,860億円)となっている。しかし、地震委員会の支払能力は現在49億NZ



図3 保険金支払枠

ドル(2,695億円)であり、請求額がこの額を超えると、つまり地震委員会の資金が枯渇した場合には、政府がその不足分を負担する仕組みである。図3の支払枠は、1回の地震等の支払いである。支払いに当たっては自然災害基金が保有している国債、公債を換金し支出される。

2.3.3 保険金の支払能力

地震保険委員会が、現在地震などの災害に支払える保険金の総額は、自然災害基金が34億NZドル(1,870億円)、再保険による手当が15億NZドル(825億円)の49億NZドル(2,695億円)である。また、政府の保証(無限責任)もあり、地震委員会に対する請求はすべて支払われることになる。

(1) 自然災害基金

自然災害基金は、地震委員会の地震保険の保険金支払に充てるための基金で、地震戦争基金を引き継ぐため1994年に設けられたものである。

この基金は、政府が出資した額(15億NZドル(825億円))と保険料、投資収益を積み立てた準備金から構成され、その額は1999年12月末時点で34億NZドル(1,870億円)に達している。現在その投資先は、1998年6月に出された大蔵大臣通達に従い、安全な国内の国債、財務省証券などの公債に投資されている。表4によれば毎年順調に増加している。

まだ保険金の支払枠の52億NZドル(2,860億円)には3億NZドル(165億円)不足するが、地震委員会の計画では収入保険料、投資収益がこのまま推移し、大規模災害が発生しなければ2~3年で達成するとしている。

表4 自然災害基金の推移

(単位:千NZドル)

年度	基金の額
1994	2,414,172
1995	2,540,953
1996	2,729,715
1997	3,178,851
1998	3,367,558

(2) 再保険

ヨーロッパ、北米、オーストラリア等の欧米を中心に世界の保険会社90社に出再され、15億2,000万NZドル(836億円)の枠を確保している(図3参照)。また、これに要する再保険料として1998年度には、5,400万NZドル(30億円)が支払われており、これは収入保険料7,280万NZドル(40億円)の約4分の3にあたる。これら再保険契約を平均した再保険料率は36.0‰(1,000円に対し36.0円に相当する。)(注)と高くなっている。なお、日本の保険会社も再保険の一部を引き受けている。

注 36.0‰の再保険料率は、再保険料(5,400万NZドル)を再保険で手当した金額(15億2,000万NZドル)で除した値である。

(3) 政府保証

地震委員会法第 16 条に基づき、支払額が地震委員会の支払能力を超える場合には、不足額の全額を政府が負担することになっている。この政府の保証に対して、地震委員会は政府に 1998 年度 1,000 万 NZ ドル(5 億 5,000 万円)を支払っている。なお、この支払い政府内に積み立てられ、支払額に不足が生じた場合に取り崩して支出される。

2.4 民間の地震保険

地震委員会の地震保険は、法律に基づき、住宅に火災保険を付けていればそれに自動付帯させられる。しかしその補償額は十分とはいえない状況である。ニュージーランドにおける住宅の平均価額の約 55%位しかカバーされないからである。そこでそのカバーされない部分を民間の地震保険が補完している。

民間保険会社が提供する地震保険は、Natural Disaster Damage Extention という火災保険の特約で、地震委員会の地震保険と同じ危険を補償している。

地震委員会の地震保険が付帯されている火災保険の 90%以上が、地震委員会の地震保険で不足する部分をこの特約を付してカバーしているようである。

この特約の料率は地震委員会の地震保険の料率とは異なり、地域別危険度や建物構造、耐震性などを反映しているといわれ、2~30NZ セント/100NZ ドルぐらいの水準である。

3.地震委員会

3.1 地震委員会

地震保険および自然災害基金の管理・運営を行っている地震委員会は、政府の Agent(公社)(注)である。この法人の前身は、1945 年

に設立され、地震・戦争損害法(Earthquake & War Damage Act 1944)に基づき、地震・戦争損害を補償するための地震戦争基金を管理していた地震戦争損害委員会(Earthquake & War Damage Commission)である。

1993 年にこの地震戦争損害法は抜本的に改正された。提供していた地震戦争損害保険(Earthquake & War Damage Insurance)の補償する危険から戦争が削られ、保険の対象も住宅物件に限られることになった。地震戦争損害委員会も改組され、名称も地震委員会に改められた。

この地震委員会は、被災時の迅速な支払いに充てるため、1998 年 6 月の大臣通達に従って 2 億 5,000 万 NZ ドル(138 億円)の現金を銀行に預けている。

この地震委員会は、政府がその資産の全てを所有する政府系法人(Crown Entity)(注)である。政府の省庁でもまた保険庁が所有する企業でもないが、公共機関に属するので The Public Finance Act 1989 に基づく会計報告が義務づけられている。なお、Crown Entityといわれる法人組織は、法人格を有し、自然人と同様の権利・義務を有する行政サービス機関である。

また、地震委員会は、15 億 NZ ドル(825 億円:全額政府出資)の資本金を有し、倒産のおそれのない法人(perpetual succession)である。

注 Crown Entity という認可法人の範疇には Agency、Agent、company などの形態がある。

1999 年 7 月の財務大臣通達では企業化しない Agent に位置づけられている。Agent は代理人、仲介者とのイメージがあるが、地震委員会は政府の政策を実施する機関であり、準政府機関である。

3.2 地震委員会の組織

地震委員会は、執行機関である理事会によ

って運営され、大蔵大臣の監督、指導を受ける。

理事会(Board)の定員は5名以上9名以内で、現在は6名で構成されている。また理事(Commissioners)の任期は3年(重任を妨げない。)である。実業界の経験豊富な人が大蔵大臣の推薦に基づいて、イギリス総督から任命される。なお、理事長(Chairperson)、副理事長(Deputy Chairperson)は大蔵大臣が指名する。

現在の地震委員会の人員は14名である。

3.3 地震委員会の目的・機能

地震委員会は、地震保険を運営する法人で、被災した国民に住宅を補償するという政府の社会的使命を果たす目的で創設された。

地震委員会はこの目的のために次の事業を行っている。

Earthquake Commission Act 1993に基づき、保険料の集金、再保険の手当、保険金の支払等地震保険の運営。

自然災害基金の投資など基金の管理・運営。

自然災害、その防災などについて調査、研究を行うとともに、研究に対する助成金の交付。

地震等の防災パンフレットなどの作成および住民に対する周知、防災教育の実施。

終わりに

最近、トルコのコジャエリ地震(M=7.4、1999年)、台湾の集集地震(M=7.3、1999年)など大きな被害をもたらした地震が発生し、地震保険制度に対する関心が高まっている。特に国が運営しているニュージーランドの地震保険制度が注目されている。

ニュージーランドの地震委員会による地震保険制度は第二次世界大戦後の1945年に始まり、半世紀以上を経過し現在に至ってい

る。この間大きな地震災害もなく、支払いに充てる基金も順調に積み立てられており、保険制度も順調に推移してきている。

地震保険について、政府が関与している国としては、ニュージーランド以外にもわが国と米国カリフォルニア州がある。ニュージーランドでは、国が全面的に運営している形式に対し、カリフォルニア州では州がCEA(カリフォルニア州地震公社)を設立して地震保険制度を運営しているが、資金援助は一切行っていない。また、わが国の地震保険制度は民間保険会社が運営しているが、政府が再保険を引き受けるための法律が定められており、政府の再保険制度が制度運営を可能にしている。これらの国々の地震保険制度を比較したものが表5 各国の地震保険制度の比較である。

今後も各国の地震保険制度の動向を注視していきたい。

(地震保険部)

[主な参考文献]

- ・ New Zealand Official Year Book 1993~1999
- ・ Earthquake Commission :
Annual Report '96/'97, '97/'98, '98/'99,
The Ministerial Briefing 1999.12,
Householders' Guide to EQCover,
The Earthquake Commission
- ・ GEOLOGICAL & NUCLEAR SCIENCE:
ROCKED AND RUPTURED
Geological Fault in New Zealand
- ・ CROWN ENTITIES PACKAGE
- ・ 国立天文台：理科年表(2000)
- ・ 科学技術庁：地震発生のメカニズムを探る
- ・ 矢野恒太記念会：世界国勢図会(第9版)1998/99
- ・ 二宮書店：世界各国要覧(2000)データブックオブザワールド
- ・ スイス再保険会社：シグマ 1999年第7号
- ・ スイス再保険会社：CRESTA
- ・ 日本建築学会：地震加重 地震動の予測と建築物の応答 1987
- ・ 宇津徳治：地震の辞典

表 5 各国の地震保険制度の比較

	ニュージーランド	日 本	米国カリフォルニア州
運営主体	Earthquake Commission(公社)が運営	民営	州政府が運営するCEAが運営
担保する危険	地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波による損害およびこれらによる火災の損害。 なお、宅地は、上記の他暴風、洪水による地盤損壊も担保。	地震、噴火、津波による損害およびこれらによる火災の損害	地震による損壊
保険の目的	住宅建物、家財、宅地	住宅建物、家財	住宅建物、家財
料率	5NZセント/100NZドル 0.5%。(一律)	最低：0.50% 最高：4.30%	最低：0.80% 最高：7.90%
地域区分	なし	4区分	19区分
構造区分	なし	2区分	建物の構造、種類、築年別
契約金額の上限	建物：10万NZドル(550万円) 家財：2万NZドル(110万円) 宅地：10万NZドル(550万円)	建物：5,000万円 家財：1,000万円 (火災保険契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定する。)	建物：保険価額 家財：5,000ドル(54万円) (家財の限度額は25,000、50,000、75,000、100,000ドルのいずれかに引き上げることができる。) 臨時生計費用：1,500ドル(16万円) (臨時生計費用の限度額は10,000ドル、15,000ドルのいずれかに引き上げることができる。)
支払条件	実損払：再調達価額ベース	全損：地震保険金額の100% 半損：地震保険金額の50% 一部損：地震保険金額の5%	実損払：再調達価額ベース
免責金額	建物：損害額 2万NZドルの場合 200NZドル 損害額 > 2万NZドルの場合 損害額の1% 家財：200NZドル 宅地：損害額 5千NZドルの場合 500NZドル 損害額 > 5千NZドルの場合 損害額の10% 5千NZドル限度	なし	保険金額の15%相当額(10%も選択できる。)
付帯方式	火災保険に自動付帯(法律で火災保険への付帯が義務づけられている。)	火災保険に原則付帯(契約時に地震保険を付帯しない場合を確認する。)	火災保険に付帯(法律で火災保険契約時に保険会社は地震保険を付帯できる旨説明することが義務付けられている。)
総支払限度額	上限なし(政府保証：無限責任)	4兆1,000億円	72億ドル(7,704億円)
準備金残高	49億NZドル(2,695億円)(1999年12月末)	1兆2144億円(2000年3月末) 民間：5,399億円 政府：6,745億円	72億ドル(7,704億円)(1998年12月末)
再保険	再保険(超過損害額再保険)	政府再保険(超過損害額再保険)	再保険(超過損害額再保険)

注 邦貨への換算は平成12年3月末の為替交換率によった。1NZドル=55円、1USドル=107円